
*
* 令和 3 年度 第 3 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和3年6月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和3年6月10日 午後 1時30分 開会
3. 令和3年6月10日 午後 2時24分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	欠
7	吉 岡 孝	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	出
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第9号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件	許 可
		第10号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	13件	決 定
8		署 名 委 員			
			7番 吉 岡 孝		
			8番 前 崎 輝 之		
9		議 事 の 内 容			
		令和3年度 第3回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和3年6月10日（木） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 6 名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 3 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。7 番吉岡委員と 8 番前崎委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長	議案第 10 号 7 番および 8 番について、書類に不備があったため、保留とさせていただきます。
議 長	事務局から説明がありました、議案第 10 号 7 番および 8 番について保留することとします。それでは、「議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。6 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 9 号 6 番朗読説明 － 6 番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1， 6 6 8 m ² です。譲受人の通作距離は、1. 2 k m 以内、耕作面積は 5， 1 9 5 m ² 。家族 4 人中、耕作人は 3 人、対価は 1 0 a あたり 1 1 万 9 千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。 さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
中家委員	現地の田はきれいに管理されており、作付けもされておりました。今後の管理についても問題ないと思われます。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。6 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、6 番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に 7 番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第 9 号 7 番朗読説明 － 7 番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は兄弟の関係です。申請農地は田 9 筆 7， 7 4 5 m ² と、畑 7 筆 1， 0 2 4 m ² 、合計 1 6 筆 8， 7 6 9 m ² です。譲受人の通作距離は 0. 5 k m 以内、譲受人の耕作面積は 1 4， 7 4 9 m ² です。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。 これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページから 7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
江川委員	対象の農地については、以前から贈与を受ける方が耕作していたものと思われ、荒れた状態になっているところを見たことがありません。今後の管理についても問題ないと思われます。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。 次に8番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第9号8番朗読説明 － 8番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑1筆529㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、譲受人の耕作面積は議案第11号6番の利用権設定が決定後に712㎡。家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 深本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、既に野菜を植えられており、きれいに管理されておりました。問題ないと感じましたのでご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。 次に9番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第9号9番朗読説明 － 9番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。譲受人は、本年3月総会で許可した農地と住宅と一緒に購入されており、この度は、購入された住宅のすぐ裏手の農地を取得するというものです。申請農地は、田1筆150㎡です。譲受人の通作距離は、26km以内、耕作面積は5,752㎡。家族4人中、耕作人は4人、対価は、10aあたり66万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 金子委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、草刈り等の管理がされており別段問題はありませんでした。今後は菜園場にされるのではないかと思います。

議 長 小林委員 江草局長	れます。ご審議お願いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 通作距離が26kmとなっておりますが、普段は別のところに居るのですか。 付近の農地と住宅を購入された方が保養地として利用されており、岡山市から通っているので26kmの通作距離となっております。
小林委員 議 長	わかりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。 次に10番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第9号10番朗読説明 － 10番は、譲受人が、譲渡人から空家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。譲受人は、3条の許可後すぐにも移住する予定で、移住後は1～2年かけて、畑を耕し、いろいろモノづくりをやりたいとの事。その中で、今後の方向性を定めたいとのことです。両人の両親の理解も得ており、また定住担当が親切であり、自然が気に入ったので移住を決断したとのことです。申請農地は、畑3筆1,513㎡です。譲受人の通作距離は、0m以内、耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族2人中、耕作人は2人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、6月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 前崎委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 対象の農地については、譲渡人も定期的に戻ってこられて草刈りをされているようで、きれいに管理されていました。また、空き家バンクの利用で来られるということで人口が増えるのは良いことです。承認をお願いします。
西村委員 江草局長 西村委員 小西委員 江草局長 小西委員	譲受人はこの出身の方なのですか。 東京都となっております。 東京都から川上町を気に入って来てくれるのは良いことです。 移住後に畑を耕すとのことですが、どのような営農計画書が出ているのですか。 今後の農地の管理・耕作をどうしていくかという計画が出ております。 わかりました。農地の管理をされる方が来てくれるのは良いことです。
議 長	他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。10番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、１０番については許可とすることに決定しました。 次に１１番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第９号１１番朗読説明 － １１番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１，２８９㎡です。譲受人の通作距離は、３ｋｍ以内、耕作面積は８，４１５㎡。家族２人中、耕作人は２人、対価は、１０ａあたり２０万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、６月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	対象の農地については、田は耕されていてきれいに管理されており、特に問題ないものと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１１番については許可とすることに決定しました。
議 長	続きまして、「議案第１０号 農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。６番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第１０号６番朗読説明 － ６番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、露駐車場用地に転用する案件です。すでに着工されていたため、始末書の提出があります。申請農地は、田１筆４６５㎡で、この農地の農地区分は第２種農地となります。施設の概要としては、露天駐車場、車両８台分。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、特に問題はありまません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、６月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 前崎委員 江川委員 江草局長 江川委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現場は駐車場の裏側の農地なのですが、周囲に影響を与える農地はなく問題ないと思われます。ご審議をお願いします。 譲受人が児島の方なのですが、こちらに会社があるのですか。 申請地近くに事業所があります。 わかりました。 他に発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり) なしとの声がありました。6番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、6番については許可とすることに決定しました。
三宅書記	続きまして、「議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和3年6月18日、2、利用権の設定を受ける者は14名、3、利用権の設定をする者は11名、4、利用権の設定をする件数は13件、5、利用権設定面積は23,352㎡となっています。6で各筆明細です。
議 長 中曽委員 藤代書記 中曽委員 江草局長 中曽委員 小林委員 江草局長 小林委員	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － 事務局から説明がありましたが、1番から13番について発言をお願いします。 10番から13番までの書き方が以前と違うのは何か理由があるのですか。 農地中間管理機構より利用権設定申出書について1枚にまとめるようにとの指導があり、それに合わせて変更しました。 報告ではなくて審査する必要があるということか。 以前と変更ありません。表記の方法が変わっただけです。 わかりました。
議 長	7番は30㎡と狭いが数字は正しいか。 正しいです。飼料用作物に関連する農地です。 わかりました。
議 長	事務局から説明がありましたが、1番から12番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。1番から12番について一括で採決をとります。1番から12番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、1番から12番について決定しました。 ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、石田委員の退席を求めます。 (石田委員退席)
議 長	それでは、13番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。13番について採決をとります。13番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、13番について決定しました。 石田委員の着席を許可します。 (石田委員着席)

議 長

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。

令和3年6月10日

会 長 土 岐 康 夫

7 番 吉 岡 孝

8 番 前 崎 輝 之